

Quality Report 2024

監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024

Quality Report 2024

監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024

目次

監査品質向上に向けた取り組み及び法人概要	1
基本理念	4
法人概要（2024年6月末現在）	6
経営管理の状況等	7
品質管理 基盤	8
組織・ガバナンス基盤	14
人的基盤	18
IT 基盤	22
財務基盤	24
国際対応基盤	25
その他	27
「経営評価・監督委員」の活動を振り返って	30
（別紙）監査法人のガバナンス・コードの適用状況	33

監査品質向上に向けた取り組み 及び法人概要



理事長メッセージ

SDGsなど社会や環境などに関する国際的な取り組みは定着しつつあり、企業の取り組みやその開示は、確実に拡充しつつあると思われます。一方、我が国の経済実態面では、賃金上昇、企業の価格転嫁、物価上昇の広がり、予想物価上昇率などの動きがみられ、デフレに後戻りしない経済構造の構築が課題になっています。構造問題では、特に人手不足感への対応として省力化投資やセクター間の円滑な労働移動、リスクリングや外国人労働者の雇用促進などによる労働力の効率的な資源配分が期待されています。また、我が国に蓄積されている巨額の金融資産及び実物資産などのストックの潜在力活用についても、種々の取組が見られるところです。

このように、コロナ禍後の構造変化もみられる社会において、克服すべき社会的・経済的課題は依然として大きく、そしてこのことは、企業が作成する財務情報等の信頼性を保証する立場の監査法人にとっても、決して無縁なことではありません。

2022年には、近年の経済環境の変化や公認会計士が担う役割の広がりを踏まえて公認会計士法の改正が行われました。また、今後サステナビリティ情報の保証に向けての検討が進んでいく見込みであるなど、より一層、資本市場の信頼性確保のための期待が高まっています。このような中であって、上場会社等監査人登録事務所である私たち清陽監査法人は、中規模監査法人の特性を踏まえた高品質な監査サービス提供に向けて取り組んでいます。

当監査法人は、所属するすべての者が、専門性を高め、社会やクライアントへの貢献という使命を強く意識し、高い倫理性のもと高度な会計サービスを提供していく、という会計プロフェッションの倫理を規範化し行動していくことを目標に掲げ、その実践に取り組んでいます。私たちは、中規模であることの特性を活かし、クライアントとの迅速で十分なコミュニケーションを踏まえて、適切な解を求めて誠実に問題解決に取り組み、その過程を通じて築かれるクライアントとの信頼関係を基礎として、我が国の監査実務において求められる高品質な監査サービスを提供いたします。

昨今の私たちを取り巻く環境変化の中であって、中規模監査法人への期待も大きくなりつつあります。

私たちは、その期待に応えて参ります。

理事長 中市 俊也

基本理念

清陽監査法人は会計プロフェッションの倫理の実践を通じて、
公正な社会の実現と資本市場の発展に貢献します

行動規範

1. 高品質の監査・会計サービスを提供し、財務情報の信頼性の確保に貢献します
2. 職業的専門家として基準や法令等を遵守するとともに、組織的な品質管理システムの構築に努めます
3. 高度な専門知識と能力、高い倫理観の保持を追求します
4. クライアントのニーズに応えるため、クライアントとのコミュニケーションを重視します

行動指針

- 高度な専門知識と経験、高い倫理観や人格が求められることを認識し、自己研鑽に努めます
- 倫理、独立性、情報セキュリティに関連する規則を遵守します
- ITの利用やサステナビリティ開示などへの対応に取り組みます
- 監査上の課題は、クライアントとの適切なコミュニケーションに基づいて判断します
- 個々の人格を尊重し、互いの人間的成長を目指します
- ハラスメントの無い明るい事務所風土を築きます

トップの姿勢の発信

私どもは、高品質な監査を提供するため、被監査会社のビジネスを理解し、リスクに対応した深度ある監査を実施することが求められていると考えます。高品質な監査を提供するために、社員をはじめ、事務所全体にその取組みが浸透するよう、トップの姿勢を明確にする必要があると考えています。全体会議や研修実施の際には、理事長がトップの姿勢を繰り返して発信するとともに、品質管理を向上させるために各部署より監査の品質に係る留意点等の伝達が行われます。



監査品質向上に向けた取り組み

当監査法人は、監査リスクに応じて人的資源を割り当てています。また、当監査法人は、会計監査を中心に業務を行っており、法人全体に占める売上の97%が会計監査からの収入となっています。すべての社員・職員が会計監査業務に携っており、監査品質の維持・向上を担っています。

	2023年6月期	2024年6月期
法人全体の報酬額	891百万円	843百万円
会計監査から得られる報酬額	858百万円	817百万円
会計監査から得られる報酬額の割合	96.3%	97.0%

監査品質向上のための取組状況に関しては、当監査法人のホームページでも開示しています。

当監査法人は所属する公認会計士の数が100人未満の中規模監査法人であり、大手監査法人出身者、金融機関や一般企業などでの勤務経験のある者も多数所属しています。

私たちは中規模であること、多様な人材を有することの強みを生かした監査に取り組んでいます。

また、中規模監査法人として、持続的な信頼性あるサービスを提供していくために、人材への教育啓発を通じて、より一層高度な品質を追求することが必要と考えています。

非監査証明業務の提供の方針

当監査法人は、会計監査業務を中心に活動しています。

非監査証明業務は、監査業務に支障をきたさない程度において業務を行います。

その受嘱にあたっては、独立性に抵触しない範囲内の業務であること、また、監査業務と同時に提供できない業務には該当しないことを確認しています。

法人概要 (2024年6月末現在)

法人概要

名称	清陽監査法人	代表社員 …………… 11名
事務所	東京都港区西新橋1丁目22番10号 西新橋アネックスビル2階	社員 …………… 6名
		公認会計士 …………… 49名
		公認会計士試験合格者 …………… 3名
		その他(USCPA、IT 専門家含む) …………… 9名
		合計 …………… 78名

(2024年6月末現在)

監査クライアント数

金融商品取引法
会社法監査対象会社 **16**社

東証プライム 3社

あすか製薬ホールディングス株式会社 新光商事株式会社 株式会社朝日工業社

東証スタンダード 9社

株式会社バシフィックネット 株式会社丸運 天昇電気工業株式会社 エムティジェネックス株式会社
株式会社タカチホ リリカラ株式会社 大東港運株式会社 株式会社構造計画研究所※
株式会社 ETS ホールディングス

※株式会社構造計画研究所は、2024年6月27日に上場廃止となり、2024年7月1日に株式会社構造計画研究所ホールディングスとして新規上場しています。

非上場会社 4社

森ビル株式会社 森ビルゴルフリゾート株式会社 鈴江コーポレーション株式会社 財形住宅金融株式会社

会社法監査対象会社 **24**社

その他監査対象会社等 **42**法人

なお、2024年7月に、東京プロマーケット市場に株式会社勝美ジャパンが上場しています。

グローバルネットワーク

Baker Tilly International

経営管理の状況等

品質管理基盤

「監査に関する品質管理基準」に準拠し監査品質の維持向上を図るため、当監査法人に所属するすべての構成員が、プロフェッショナルとしての意識を常に保持し、情報セキュリティの徹底とオープンなコミュニケーション環境をベースに、監査業務を実施しています。

当監査法人の特色は、業務執行社員が、自ら監査フィールドワークに出ること及びタイムリーな指導・監督を重視すること、補助者となる監査専門職員の多様な経験を踏まえた業務アサインとマネジメントを行うことがあげられます。この監査チーム編成とマネジメントのもと、各監査業務におけるクライアントや監査チームの課題の解決に適時適切に対処し、効率的でより品質の高い監査を提供しています。

それを支援する品質管理の体制として、監査を公正かつ的確に行うための体制を構築するとともに、実効性のあるチーム内討議のスケジュールや方針に関与し、監査チームが、職業的懐疑心を保持及び発揮し、独立性の遵守の徹底を図るよう努めています。また、レビューパートナー制による審査に加え、特に重要な検討事項の審査を要する場合においては、合議制による審査を併用し、より慎重な審査を円滑に実施する体制で取り組んでいます。

監査を公正かつ的確に行うための体制として、業務の品質の管理に従事する公認会計士を選任しています。その選任は、全社員で構成される社員会によって選任された理事によって構成される理事会に付議され、決定することとしています。理事会においては、その選任にあたり、適性及び能力の十分性を検討するとともに、業務の品質の管理に従事するための十分な時間の確保を図るため、すべての法人活動に対応する全体リソース管理を行っています。なお、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、品質管理本部長と定め、品質管理本部長による指示・監督のもと、各部署責任者が、業務の品質の管理を分担して行っています。

当監査法人のリスク評価プロセス

当監査法人は、監査の品質目標を設定し、品質リスクに対応するためにリスク評価プロセスを整備及び運用しています。当該リスク評価プロセスは理事長及び品質管理本部長のもとに実施し、法人全体に適用いたします。また、リスク評価プロセスは、品質目標を達成するために、随時見直すこととしています。

品質管理システムとして、品質管理の基本方針とこれに関する規程等を整備及び運用しています。当該基本方針及び規程等は、我が国の法令、基準、日本公認会計士協会自主ルール等に準拠しています。品質管理に関する諸制度を整備・運用する責任は、最高責任者である理事長の下、品質管理本部長が担っていますが、重要な事項については、理事会で決定しています。

また、品質管理業務を遂行するために、品質管理本部をはじめとした各部署を設置しています。

職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

■ 職業倫理

当監査法人は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動についての職業倫理の遵守に関する方針及び手続を、経営の基本方針及び内部規程に定め、その周知徹底を図っています。

■ 独立性に関する事項

当監査法人は監査事務所及び全構成員の独立性について、厳格な方針と手続を定め、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年一定時期に、また、新規受嘱時など必要となる場合には随時に独立性に関する調査を実施し、その遵守の状況を確認しています。また Baker Tilly International の独立性のチェックシステムを利用し、ネットワークファーム内での独立性も確認しています。職業倫理に抵触する事項や独立性を侵害する事項を発見した場合は、理事長、品質管理本部長及び業務管理本部長が対応を協議し、速やかに対応策を講じています。また、必要に応じて理事会で対応を協議することとなっています。

また、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合（15%）を占めるかどうかについて、每期一定の時期に、また、新規受嘱時など必要となる場合に確認しています。倫理規則に則り、2年連続して報酬依存度が15%を超える場合には、2年目の監査意見を表明する前に、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するセーフガードを適用することとしています。

なお、報酬依存度が15%を超える特定のクライアントはありません。

インサイダー取引に関しては、インサイダー取引防止規程を定めており、すべての社員及び職員がインサイダー取引を行っていないことを確認するために各人から誓約書を入手し、必要に応じて調査を実施しています。また、金融商品取引法その他の関係法令の定めを遵守し、当監査法人の関与先の重要事実等の適切な管理と内部者取引の未然防止に努めなければならない旨を定め、インサイダー取引を行うことを禁じています。さらに実効性を高めるために、インサイダー取引を防止するための研修を実施しています。

	2021年	2022年	2023年	2024年
独立性に関するチェックリスト等の回答率	100%	100%	100%	100%
識別された違反件数	0件	0件	0件	0件
インサイダーに関する誓約書の回答率	100%	100%	100%	100%
識別された違反件数	0件	0件	0件	0件

■ 監査チームの編成、業務執行社員のローテーション等

監査チームの編成に際し、監査責任者の選任については、監査法人全体として最適な者を選任するため、理事会の承認の上で決定する体制としています。また、チーム編成については、各人の専門的能力、クライアントが属する業界の監査経験や知見、業務量、新たな監査の視点等を総合的に勘案して決定しています。

監査業務の担当社員等のローテーションの方針及び手続については、公認会計士法や倫理規則等に基づいており、業務執行社員及び監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者の継続的関与期間は、公認会計士法上の大会社等については7会計期間としています。また、すべての監査業務の審査担当者については、継続的関与期間は7会計期間としています。

なお、公認会計士法上の大会社等の監査業務のインターバル期間を下記のとおり定めています。

筆頭業務執行社員	5年
その他の業務執行社員	2年
審査担当者	3年
監査補助者のうち監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者	2年

監査業務の実施

監査基準や監査基準報告書等に対応した監査業務の実施のため、各部署において、各監査チームの監査業務の品質向上のための支援活動を行っています。

具体的な取り組みとしては、品質管理会議を毎月開催し、各部署の責任者と密な連携をとることにより、監査品質の向上に資する環境の構築運用を進めており、業務支援部が中心となって監査マニュアルを作成し、それに基づき監査業務を実施しています。また、他の監査法人と連携し開発した監査ツールを当監査法人として随時更新し、監査業務に活用しています。

公認会計士法上の大会社等の監査業務については、監査調書を電子的に作成することとしており、それ以外の監査業務についても電子化を進めています。電子監査調書システムを導入している監査業務においては、監査調書の管理ソフト「CaseWare Working Papers」上で監査調書を電子データで管理し、調書整理期間経過後の電子データは、読み取り専用・書き換え不可の媒体で保管する仕組みとしています。

専門的な見解の問合せ

当監査法人として、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項、見解が定まっていない事項、不正による重要な虚偽表示を示唆する事項、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断される事項がある場合には、適切に専門的な見解の問合せを実施する必要があります。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、法人内で助言者となる専門委員を定めています。専門的な見解の問合せの助言者となる専門委員の選定に際しては、助言者としての能力、適性について十分に考慮しています。

審査体制

当監査法人では、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び形成された監査意見を客観的に評価するために、審査を受審し、審査が完了するまで監査意見を表明してはならないものとしています。

当監査法人は、監査業務の審査に関する方針及び手続として「審査規程」及び「審査細則」を定めています。これには、審査の対象、体制、内容、実施時期、範囲、記録及び保存について定めています。当該方針及び手続に従い、監査意見表明にあたってはレビューパートナーによる審査を実施しています。

■ レビューパートナーによる審査

すべての監査業務に関して、レビューパートナーによる審査の受審を義務付けています。レビューパートナーは審査規程及び審査細則で定めた適格性要件を充たす社員から選任されます。具体的には、日本公認会計士協会の定める倫理規則等で要求される独立性を保持し、必要な知識、経験、能力、職位等の監査業務の審査を行うために必要とされる適格性があることを検討しています。審査は、監査契約の新規締結、更新段階から、監査計画の立案及び変更、意見表明の各段階において行われています。また、重要な検討事項については、意見表明前にレビューパートナーによる個別審査を義務付けております。また、適時に監査チームミーティングに参加することにより、監査上のリスクに応じた深度ある審査を行う体制となっています。

■ 特別審査会による審査

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合など特に重要な検討事項がある場合、業務執行社員とレビューパートナーとの間に判断の相違が生じた場合には、合議体である特別審査会で慎重に検討されます。なお、特別審査会の構成員は、品質管理本部により必要な知識、経験、能力等を検討したうえで社員から選任し、理事会で承認しています。

これらの審査業務を適切に遂行するための機能は審査部が担っており、審査制度の適切な整備・運用に努めています。監査チームが高度な判断が伴う事案に直面した場合には、適時に解決を図ることができるように、業務執行社員とレビューパートナーが適時かつ円滑なコミュニケーションを取っています。

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書管理・保存の方針及び手続 (監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止する体制整備)

当監査法人は、監査報告書日後に監査ファイルの最終的な整理を完了するために、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続について規程を定め、運用しています。監査調書作成と管理において、監査報告書日以降の定められた期日までに電子監査調書はアーカイブされ、その後は、電子監査調書に修正又は追加することはできない仕組みとしています。なお、紙面調書は、電子監査調書同様、最終整理後は、監査チームによるアクセスを直接できないように運用しています。



モニタリング

■ 自主的な品質管理システムの監視

当監査法人の品質管理システムに定められた監査業務の質が適切に保たれていることを確かめるため、品質管理本部長がモニタリングの責任者となり、品質管理システムの日常的モニタリング及び定期的なモニタリングを実施しています。

日常的モニタリングは、当監査法人の状況変化に応じて、品質リスクの識別と評価及び対応を図るため、定期的開催される品質管理会議において、各部署に割り当てられた品質管理活動の実施状況報告や意見交換を通じて品質管理システムのデザイン及び適用状況等を確認するほか、必要に応じて、品質管理本部が、業務執行社員、審査担当者、あるいは各部署等に対する質問や関連書類の閲覧などの方法により随時実施しています。

定期的なモニタリングは、主に、毎年定期的実施する完了した監査業務の検証であり、選定された監査業務について、監査調書のレビューや監査チームへの質問等を通じ、監査の実施状況を検証しています。その結果、不備や改善すべき事項が発見された場合には、当該業務の担当者とは協議するとともに、他のモニタリングで識別された不備に関する情報も考慮して、当監査法人の複数の監査業務に識別される不備の共通原因や根本原因を調査することにより、不備の重大性と広範性を評価して、不備を適切に改善するための対応を行います。

なお、品質管理本部長の品質管理業務については、理事会及び理事長による適切なモニタリングを実施しています。

■ 外部機関によるモニタリング

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会の「通常レビュー」は、定期的、計画的に実施する「定期レビュー」として実施され、監査事務所が行う監査の品質管理状況についてレビューが行われます。また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合には、「通常レビュー」とは別に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況について「特別レビュー」が実施されます。

品質管理レビューの結果

品質管理レビュー報告書の交付年月	2022年3月
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会による検査は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているか等について独立した公益的立場で審査し、必要に応じて監査事務所等への検査を実施しています。

検査の結果、監査事務所等の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には文書により通知し、監査事務所等にその改善を促します。また、「監査事務所検査結果事例集」を公表することにより、監査法人等に対し一層の改善を促しています。

なお、当監査法人は、公認会計士・監査審査会による検査の結果を受けての金融庁による行政処分を受けたことはありません。また、公認会計士・監査審査会による検査結果を踏まえ、監査品質の向上に取り組んでいます。

通報制度

不正、粉飾及び法令違反等に関する情報を当監査法人の内外から広く収集し、適時かつ適切に問題点を把握し、改善・是正することにより監査の品質を確保するため、内部通報制度を設けるとともに、外部通報制度としてホームページ上に監査ホットラインを開設しており、Eメール、FAX又は文書による通報を受け付けています。

通報等の内容については、理事長等に報告され、直ちに法人内で対応が協議されます。また、通報により提供された情報は、経営評価・監督委員にも報告され適切な対応を確保する体制となっています。

不正への対応

「監査における不正リスク対応基準」が適用される監査業務について、以下の対応を含めた、品質管理システムをデザインし適用しています。

1. 当監査法人のすべての専門要員が必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会の提供
2. 監査契約の新規締結及び契約の更新時には、リスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討
3. 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合に、必要に応じた適切な専門的な見解の問合せの実施
4. 特に不正リスクの識別と評価や対応手続の立案について、監査チーム内討議の適時・適切なスケジュールへの関与
5. 不正リスクへの対応状況についての定期的な検証

新規受嘱・契約の更新・監査業務の引継

当監査法人では、契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

監査契約の新規の締結と更新に伴うリスクを低減させるため、監査契約の締結及び更新にあたりチェックリストを用いてリスク評価を行うとともに、当監査法人の定める審査基準に基づいた審査手続を実施しています。

クライアントからの独立性、会社の財政状態及び経営成績、経営者の意図的な財務諸表の虚偽表示の可能性を含めた経営者の誠実性及びガバナンス構造、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬、当監査法人の監査実施体制、過去の監査結果等を総合的に評価し、その評価結果をもとに当監査法人の規程に基づく承認手続を経て、契約の受嘱及び更新の可否を決定しています。

監査人の交代に際しては、業務執行社員（業務執行社員就任予定者を含む。）に対して、不正リスクへの対応状況、監査の過程で識別した重要な事項について引継を行うこととし、引継の内容は議事録に記録し前任監査人と相互に確認することを求めています。後任監査人となる場合には、監査契約の新規締結に係る審査における承認後、理事会の承認が行われます。

また、当監査法人が前任監査人となる場合には、後任監査人の要請に基づき引継業務を誠実に実施しています。

組織・ガバナンス基盤

監査への信頼性を確保し向上させていくためには、健全な組織運営とともにその透明化への取り組みが必要であります。

当監査法人は社会的使命を深く認識し、その実現のための一環として2017年5月から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（所謂、監査法人のガバナンス・コード）を採用し、企業やステークホルダーの皆様に対する信頼性の確保に向けて取り組んでいます。

また、2018年から、「監査品質に関する報告書」を作成し開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況を理解していただくように努めています。

ガバナンス体制

当監査法人は、経営の重要事項を決定する社員会及び法人の意思決定を行う理事会を設置しています。また、監査法人の品質管理に関して総合的に検討するため、品質管理会議を定期的に開催しています。

■ 社員会

全社員で構成され、法令・定款に定められた事項のほか、重要な業務に関する事項、すなわち、①経営方針の決定、②理事の選出、③重要規程の制定及び変更を決議するため、原則として年1回開催します。また、必要な場合には随時、社員会を開催します。

■ 理事会

社員の中から選出された理事により構成され、理事の中から理事長、副理事長を選任しています。理事会は、具体的な法人運営に関する意思決定機能を担う機関であり、経営の重要事項に関し協議を行います。定期的（月1回）に理事会を開催するとともに、機動的に運営できるよう随時理事会を開催できる体制となっています。

■ 品質管理会議

理事会で選任された、公正かつ的確に監査を行うための業務の品質の管理活動を分担する各部署の責任者及びその他の社員によって構成され、定期的（月1回）に開催し、監査法人の品質管理に関して総合的に検討を行っています。

当該会議において、各部署の責任者に分担された品質管理活動について、品質管理本部長は部署間の業務の調整を図っています。

社員会、理事会及び品質管理会議の開催の実績回数

2024年6月期	
社員会	定時1回、臨時2回
理事会	定時13回、臨時10回
品質管理会議	定時12回

理事長、品質管理本部長の監査業務との兼任に関する方針の記載

当監査法人では、品質管理システムに関する最高責任者である理事長、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者である品質管理本部長が、個別の監査業務に従事しています。

これは、当監査法人の規模や監査を取り巻く環境等を考慮し、理事長及び品質管理本部長が、直接的に、クライアントとのコミュニケーションや個別の監査業務の指導・監督責任を負うことにより、最新の監査及び会計の基準等の知見の獲得のための強い動機付けになり、より品質の高い監査風土を醸成するために有用であると考えられているためであります。

■ 各組織の役割

1. 品質管理本部

品質管理システムに関する責任を担っている部署であり、各部の活動の調整を行うほか、活動のモニタリングを行っています。

2. 審査部

審査実施状況の管理、審査担当者の選定、審査書類等の改訂など、審査制度の適切な整備・運用を行っています。

3. 業務支援部

監査業務を遂行する上での基本方針や考え方、監査業務を合理的・効率的に実施するための諸事項を体系的に示した監査マニュアルの作成や監査業務で使用する監査ツールの作成・管理を行い、監査基準等の改正に応じてこれらを適時にアップデートしています。

4. 業務管理部

監査品質の確保と監査の質の向上を図るため各部等と連携しながら、監査業務全般にわたる管理面での具体的な指針・規程等を策定し、運用しています。また、法人及び社員・職員の独立性を含む職業倫理の遵守状況をモニタリングしています。

5. 業務開発部

新規受嘱の際のリスク評価を行うとともに、業務執行責任者予定者のサポートを行っています。また、株式公開支援業務の支援を行っています。

6. 人材開発部

監査に従事する専門要員の採用・教育等の人事に関する企画・制度の運営を行っています。特に専門要員の職業的専門家としての能力を高め監査の質の向上を図るための研修計画の策定、研修の開催及び履修状況のモニタリングを継続的に行っています。

7. IT 管理部

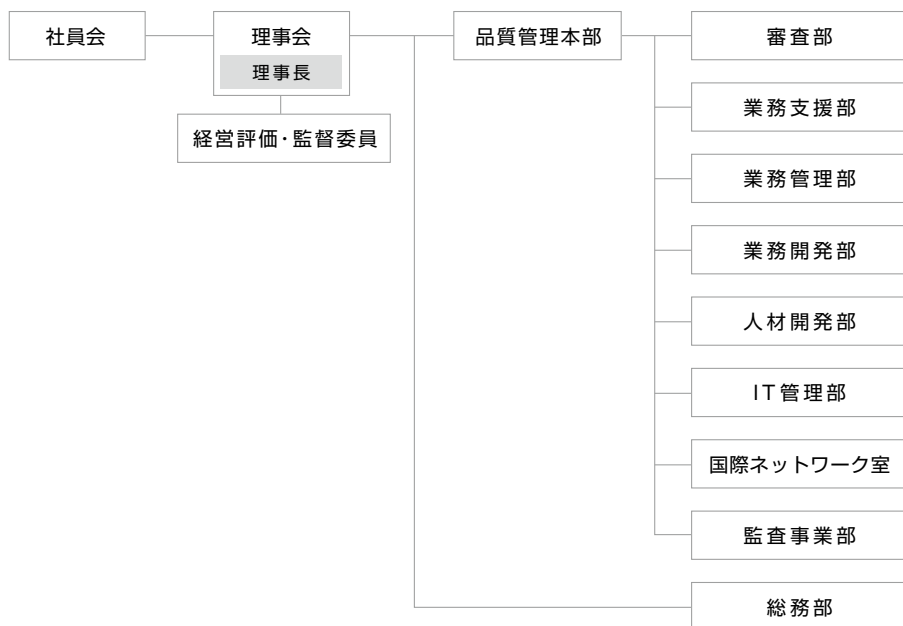
当監査法人における情報セキュリティについての指針を提供し、その指針に従って情報セキュリティのモニタリングの実施、監査調書の管理等の情報漏洩を防ぐ体制を構築し、運用しています。

8. 国際ネットワーク室

当監査法人は、英国に本部を置く Baker Tilly International にネットワークメンバーとして加盟しており、監査業務の国際化への適切な対応を図っています。

9. 監査事業部

当監査法人が行う監査等の業務を統括しています。業務に関する重要事項の伝達や情報の収集を行っています。



清陽監査法人 組織図 2024年8月

経営の監督・評価

当監査法人は、法人全体の組織運営の実効性を独立した立場から監督・評価する経営評価・監督委員制度を設けています。

経営評価・監督委員には、慶応義塾大学名誉教授の黒川行治氏を選任しています。黒川行治氏は、これまで日本ディスクロージャー研究会会長、金融庁企業会計審議会委員等を歴任し、現在、財務省財政制度等審議会法制・公会計部会長代理、(一財)産業経理協会会長、及び(公財)医療研修推進財団監事等を兼任しています。

経営評価・監督委員は、理事会へ出席し、理事長及び理事とのコミュニケーション等を通じて、公益性の観点から法人全体の組織運営に関し、独立した立場からその実効性を監督・評価しています。なお、総務部が、経営評価・監督委員の業務補助を担っています。



ガバナンス体制（2024年6月末現在）

理事長

中市 俊也

2011年 清陽監査法人 代表社員就任
2011年 清陽監査法人 品質管理委員長
(現 品質管理本部長)就任
2022年 清陽監査法人 理事長就任(現職)
日本公認会計士協会 監査・規律審査会委員

副理事長(品質管理本部長)

石倉 郁男

2016年 清陽監査法人 社員就任
2019年 清陽監査法人 代表社員就任
2022年 清陽監査法人 副理事長就任(現職)
品質管理本部長就任(現職)

副理事長(業務開発担当)

尾関 高德

2011年 清陽監査法人 代表社員就任
2018年 清陽監査法人 副理事長就任(現職)
日本公認会計士協会 中小事務所基盤強化専門委員会専門委員

理事(業務支援担当)

中村 匡利

2016年 清陽監査法人 代表社員就任
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会起草委員

理事(審査担当)

鈴木 智喜

2011年 清陽監査法人 代表社員就任

理事(人材開発担当)

石尾 仁

2016年 清陽監査法人 社員就任
2019年 清陽監査法人 代表社員就任
日本公認会計士協会 品質管理委員会審査部会審査員

理事(業務管理担当)

乙藤 貴弘

2011年 清陽監査法人 社員就任

■ その他日本公認会計士協会活動社員

三橋 留里子

日本公認会計士協会 担当
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員
会起草委員

森 亮太

日本公認会計士協会 監査・保証基準委員
会起草委員

守安 茂弘

日本公認会計士協会
中小事務所等施策調査会会計専門委員会
専門委員

グローバルネットワークとの関係

当監査法人は、Baker Tilly International に加盟しています。

Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く国際的な会計事務所ネットワークです。現在、アジア地区の20の国・地域を含む世界141の国・地域に658の事務所を有し、約43,000人もの人材を擁する会計事務所ネットワークです。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家（会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など）により構成されており、各国メンバーファームの相互協力を通じて、多様化したニーズに対し、常に高品質のサービスを提供しています。グローバルな有機的（organic）運営により2023年にはUS \$5.2billionの収益を獲得し、前年比11%の増収を達成しています。

Baker Tilly International から、主に監査業務等の紹介、監査の手法や品質管理に係る情報交換、グローバルレビューの実施等を受けています。

人的基盤

人材の確保に向けての方針並びに記載すべき対応策がある場合のその内容

監査品質の維持向上において、監査の基盤となる人材の採用と育成は、最重要事項の一つであると認識しています。行動指針に記載のとおり、高度な専門知識と経験、高い倫理観や人格を求め、自己研鑽し、またそれぞれの人格を尊重し、人間的成長を目指しています。

監査業務の適切な遂行のためには、十分な監査実施時間の確保（量）、研修等による監査要員の育成及び意識向上（質）が肝要と考えています。当監査法人の業務は、監査業務が中心であることから、所属する職員は公認会計士を中心とし、職務内容に適合した要員体制となるよう職制を意識した採用活動を行っています。また、適切な監査環境を構築し、量及び質の両面を意識した人的基盤体制を継続して確保するため、常時採用活動を行っています。

また、一般的に離職率が高いとされる監査業界において、人員の定着も重要と考えています。各監査専門要員が経験年数を経ていくことにより各人の能力向上や経験の積み重ねが期待でき、より品質向上に役立つと考えます。そのため、働きやすい事務所を目指して、世相に合わせたワークライフバランスも重要と考えています。

さらに、より充実した人的基盤の確保においては、ダイバーシティを意識した女性の活躍が必要と考えており、各人の人生設計を考慮した時短勤務や産休についても個々に対応しています。

当監査法人では、公認会計士の一部に非常勤職員を活用しており、兼業・副業を認めています。非常勤職員につきましても、経験豊富な会計士を採用し、即戦力としてその知識と経験を活用しています。また、ワークライフバランスの面から非常勤制度を選択する職員もおり、働き方のバリエーションにも繋がっています。また、一部の社員・常勤職員も当監査法人の業務に支障のない範囲で、税理士業務等を行っています。

人事に関する方針

■ 採用方針

採用活動につきましては、上記に記載の通り、量及び質の両面を意識した人的基盤体制を継続するため、常時採用活動を行っています。監査職員を採用する場合には、採用予定者から履歴書等を入手し職歴等について書類による選考を行った上で、理事長、人材開発部長等による面接を行い、当監査法人に適した人材かどうかを判断しています。

■ 構成の状況（職制別、資格別人員数、採用数、離職数、女性割合）

当監査法人における構成員の状況として、表1に資格別、表2に職制別の人員数の増減を示しています。当監査法人の特徴は、監査業務を中心としていることから公認会計士の比率が非常に高く、また監査品質向上を図るべく即戦力人員の採用に注力してきた結果、職制の高い人員が多くなっています。また離職率が、比較的低い状況も一因となっています。下表に資格別人員数と女性割合も示しています。

表1. 資格別

資格等	人数	構成比	女性割合
公認会計士	66	84.6%	16.7%
試験合格者	3	3.8%	33.3%
IT 専門家	2	2.6%	50.0%
その他 (USCPA、アシスタント等)	7	9.0%	85.7%
合計	78	100%	24.4%

表2. 職制別

職制	人数 (2023年6月末)	2023年7月～ 2024年6月増加	2023年7月～ 2024年6月減少	人数 (2024年6月末)
社員（監査責任者）	18	-	1	17
シニアマネージャー マネージャー (主査等主たる補助者)	10	1	-	11
スーパーバイザー・シニア	2	1 (1)	1	2
非常勤会計士	39	3	6	36
会計士合計	69	5	8	66
試験合格者	3	1	1 (1)	3
IT 専門家	3	-	1	2
その他 (USCPA、アシスタント等)	7	1	1	7
総合計	82	7	11	78

注：（ ）内の数字は、試験合格者の終了審査合格による公認会計士登録によるものであり、内数。
定年や公認会計士登録による減少等を除く実質的な離職率は、2023年6月末人員に対し、5名で6.1%

■ 勤務形態

監査品質維持向上に人的基盤は最重要であり、そのリソース(量的、質的)確保が不可欠ですが、働き方の多様化が進む社会の流れの中で、優秀な人材を確保するためには、監査業務においても他業種と変わらず働き方の多様化が求められる現実があります。中小監査法人の特徴の一つに非常勤職員の活用があります。当監査法人におきましては、監査チームは、業務執行社員、監査補助者として主査、主査以外の公認会計士、試験合格者、IT 専門家、アシスタント等で構成されます。当監査法人では、補助者の一部に非常勤職員を活用しています。非常勤職員は、経験豊富な公認会計士を採用し、即戦力としてその知識と経験を活用しています。また、働き方のバリエーションについては、非常勤を選択する方法のみならず、個々の事情に合わせて時短勤務を選択する職員もいます。非常勤職員の勤務形態は、それぞれの職員によって異なりますが、監査品質の維持向上を図るために、外部(日本公認会計士協会)指定研修、法人内研修の実施等により日々知識の更新を促すとともに、行動指針をはじめ、業務に係る法人ポリシーを共有しています。

勤務形態	人数	構成比	女性割合
常勤者	41	52.6%	26.8%
非常勤者	37	47.4%	21.6%
合計	78	100%	24.4%

■ 人事評価

組織的な運営においては、計画的な人材育成や人事管理・評価が重要であると認識しています。そのための評価基準・給与体系を整備しています。

すべての社員及び職員(監査専門要員)に対して原則として毎期人事評価を実施しています。人事評価において最優先すべき事項は、監査品質に係る事項としています。

社員評価においては、法人全体及び個別業務の品質管理に係る事項の他、監査業務のマネジメント能力、指導力、法人運営に係る事項等を中心に評価項目としています。

職員評価においては、担当する監査業務の責任者が、担当業務の難易度・達成度や品質管理システムの理解度を踏まえ、個々の職員が実施した監査業務を評価しています。さらには、業務に対する姿勢、公認会計士として議論・指導力・統率力を発揮するためのコミュニケーション能力等も評価項目としています。

評価結果は、面談等を通じ各社員・監査職員に伝達しますが、その際には、評価結果の通知のみではなく、それぞれ社員・監査職員の取組課題についてもコミュニケーションを行い、その後の自己研鑽、ひいては、監査品質向上を目指しています。また面談時には、法人の行動規範・行動指針の理解度の確認を行っています。

■ 社員の登用制度

社員の登用に関しては、理事会の承認により社員登用プロジェクトチームを発足し、年に1回検討しています。具体的には、プロジェクトチームにおいて、一定の職歴経験のあるマネージャー以上の監査専門要員を対象に、人事評価の結果、法人内における貢献度、次代を担うリーダーシップの要素等を検討し、その結果を理事会に報告します。これを受け、理事会で、社員登用に関する推薦の有無を判断し、理事会で推薦された職員について、最終的に社員会において承認決議が実施されます。

人的基盤の強化への取り組み

人的基盤の強化においては、法人全体の風土醸成はもとより、倫理観の醸成、情報セキュリティ対応への意識向上、また、監査専門要員を中心とする必要知識の習得、専門家としての能力開発・向上、不正リスクに十分対応するための職業的懐疑心の維持に努めています。

■ 研修制度（計画・管理）

研修計画策定・研修実施・受講管理について、人材開発部が中心となって実施しています。当監査法人独自で開催する研修に関しては、職制への要求事項も勘案しています。法人全体の研修は、風土醸成を含め、倫理・独立性、情報セキュリティ、マナー・ロンドリング等の研修を実施しています。業務執行社員に対する研修は、監査品質を一定にする目的も想定し、意見交換を含む形で研修を実施しています。監査専門要員に対する研修は、監査品質の向上を図るため、監査の基準が求める水準の理解及び基準（監査・会計）の変更点への対応を目的として研修を実施しています。また、経験の浅い専門要員については、経験年数に応じた法人内の年次研修を実施するほか、監査現場での経験機会を提供することを通じて能力開発を目指しています。

日本公認会計士協会の主催する継続的専門能力開発制度（CPD）においては、単位取得の定期的な確認管理を行い、履修達成を促しており、法人独自に単位の追加（不正事例については最低年間4単位）や現行の監査水準理解に有効と考える研修について指定研修として受講を推奨しています。

ITに関しては、IT専門家のみならず、監査専門要員として今後よりITリテラシーの向上が求められることを踏まえ、2023年度におきましては、希望する専門要員向けにIT専門家講師によるIT監査研修を4回に渡り実施しました。

CPD 制度による履修単位

	2022年4月1日～ 2023年3月31日	2023年4月1日～ 2024年3月31日
CPD 義務者平均	51.3 単位	54.9 単位
社員	58.4 単位	61.7 単位
職員（公認会計士）	49.1 単位	52.6 単位

■ 研修管理についての説明

当監査法人では、会員専門要員の履修状況を監視し、研修履修管理簿を作成し、適切に進捗管理を実施しています。また、研修後にアンケートをとり、研修による理解度や理解を高める工夫等について、そのアンケート結果を次回の研修に生かしています。

IT等の専門知識を持つ人材の確保状況（2024年6月現在）

IT専門家（公認情報システム監査人、システム監査技術者、基本情報技術者等の資格（合格者も含む。）を保有）の人数

社員 2名 公認会計士 1名 日本公認会計士協会準会員 1名 その他専門職員 2名

IT基盤

ITの利用（ITデジタル化に対する基本的な方針と現状）

インターネット及びモバイルが社会的に普及し、クライアントにおいてペーパーレス化やRPAの導入、さらに、適切なビジネスモデル設計のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けた取り組みなど、ITの利活用が一層進展してきています。このような監査環境において、監査手続の実施や判断にあたり、取り扱う情報量は拡大してきており、さらに、IoTやAIの浸透に対応するため、当監査法人も業務の効率化と深度ある監査を実現するための適切なITインフラの実装とスキルの維持確保が求められています。

当監査法人では、積極的にテクノロジーの進化を踏まえた取り組みを促進するため、電子監査調書システムなどのITインフラの導入及び維持管理を担うIT管理部を設置しDXの推進を加速することにより、業務内容の適時の共有を可能にするとともに、査閲やそのフィードバックを早期化し、効率的に業務を行っています。さらに、専門要員が、ITに関連する資格を取得することを奨励し、デジタル化に対応するための教育研修やツールの導入に向けた取り組みを行っています。

IT基盤の整備状況

当監査法人では、法人内の情報共有や管理、業務遂行を後押しするクラウドツールを利用し、監査データもクラウドストレージに格納し、ストリーミングにより操作することにより、シャットダウン時にPCへデータを残さない運用を実施しています。

また、監査調書の電子化を進めるため、2022年7月よりトライアルを開始し、2023年より公認会計士法上の大会社等の監査業務に電子監査調書システム「CaseWare Working Papers」を導入し、それ以外の監査業務についても監査調書の電子化を進めています。

さらに、一部例外的にPCへ残されたデータの紛失、漏洩のリスクに備えるため、すべてのPCにリモートワイプアプリケーションをインストールし、万一PCを紛失した場合でも遠隔操作によるロックやデータ消去を行うことができるようにしています。

IT基盤への今後の取り組み

当監査法人は、監査データの適切な保全、サイバー攻撃への対処等をはじめとする情報漏洩対策、多様な働き方の実現や円滑なコミュニケーションを支援するためのDX推進を行ってきました。今後は、次世代監査業務の質と効率を向上させるため、ITテクノロジーの進化の恩恵を享受し、IT投資を積極的に行うことによって、監査業務に活用していくことを基本方針としています。

2024年6月期のIT投資額は、保守費等の費用も含めて23百万円で業務収入に占める割合は2.7%となりました。DXの推進、次世代監査業務の質と効率を向上させるため、2025年6月期からさらに加速してまいります。

情報セキュリティへの取り組み

■ セキュリティ方針と体制

監査の実施過程等において入手した情報のセキュリティを確保することは、監査の信頼性を維持するためにも必要なことです。

当監査法人では、情報セキュリティ最高責任者を任命し、「情報セキュリティ規程」を定め、入手した情報の取り扱い、業務上使用する各種機器に関連する留意事項等について、研修などを通じて繰り返し遵守の必要性を伝達するとともに、定期的に遵守の状況を点検・確認しています。

■ 外部及び内部からの不正アクセスへの対策

情報セキュリティの方針については、「情報セキュリティ規程」で規定するとともに、情報セキュリティに係る担当部署、責任者、インシデント発生時の対応手続など、情報セキュリティに係る個々の管理策を細則等で規定しています。

また、年次で社員及び職員（非常勤者も含む。）から情報セキュリティポリシー遵守に係る「点検報告書」を入手し、情報セキュリティポリシー遵守状況を確認しています。さらに、モバイルデバイス管理システムにより社員及び職員（非常勤者も含む。）のPC及びモバイルデバイスに対してIT管理部が情報セキュリティポリシー遵守状況を確認するとともに、年次で情報セキュリティ教育を実施することで、社員及び職員（非常勤者も含む。）のセキュリティ意識を向上させています。

外部ネットワークとの社内及びクラウド環境接続部について、統合脅威管理（UTM）アプライアンスを設置するとともに、オフィスにおける無線LANの利用時にもパスワードで利用者を制限し通信を暗号化しています。これらの対策により、外部からの不正アクセスから社内ネットワークを効果的かつ包括的に保護しています。

標的型メール攻撃、マルウェア感染等による情報漏洩防止のため、PC及びモバイルデバイスに対し、マルウェア対策ソフトウェア、資産管理及びログ収集ソフトウェアをインストールし、外部からの不正アクセスを検知及びマルウェアの隔離を行うとともに、操作履歴のモニタリングを行っています。また、各オペレーティングシステム及び利用しているソフトウェアの自動更新を有効にすることで常に最新のバージョンに保ち、マルウェア感染のリスクを低減しています。

電子メールサービスにおいても、スパムメール、迷惑メールフィルタリングだけでなく、ビジネス詐欺メール及びランサムウェア等の未知の不正プログラムの検知、隔離、排除まで行う仕組みを導入し、かつ電子メールの送受信についてフィルタリングを行い、不審なプログラムの授受がないか常時監視しています。あわせて、クライアント等とデータのやり取りを電子メールで行う場合、電子メールの誤送信及び情報漏洩の対策として、メール送信時の添付ファイルのURLダウンロード及び復号パスワードの後送を実施しています。

内部からの情報の不正取得、改竄、なりすまし防止のため、社員及び職員（非常勤者も含む。）の入退社時にチェックリストを作成し、ログインアカウント等の登録、削除を漏れなく実施する体制を整備し、かつPC起動時に生体認証もしくはBIOSパスワードロックを設定しています。また、全社員及び職員（非常勤者も含む。）に対して、担当クライアントのデータのみを閲覧可能とするために、定期的にアクセス権の見直しを行っています。

財務基盤

当監査法人は中規模監査法人であり、法的に財務情報の開示が求められていません。

監査法人として持続的な運営を行う上で重要と考える財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の3点について開示いたします。

1. 報酬依存度

当監査法人の一番報酬金額が大きいクライアントの報酬依存度は、下記のとおりです。

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
報酬依存度	9.5%	9.1%	7.4%

現状では当該クライアントに対する報酬依存度は15%未満であり、独立性で問題となることはなく、当監査法人の事業継続についての懸念はないものと考えています。

2. 自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

	2023年6月期	2024年6月期
自己資本比率	57.7%	67.1%

3. 現金預金保有割合

当監査法人の現金預金保有割合（期末現金預金残高が業務費用の何カ月分に相当しているかの割合）は、下記のとおりです。

	2023年6月期	2024年6月期
現金預金保有割合	3.42か月	3.29か月

■ 公認会計士職業賠償責任保険加入の状況

当監査法人は、公認会計士職業賠償責任保険に保証限度額1請求当たり10億円、保険期間中の保証限度額20億円、サイバーリスク保険に賠償保証額3,000万円の保険に加入しています。

国際対応基盤

クライアントの海外進出にともない、監査法人としても国際化への対応が求められています。英国に本部を置く Baker Tilly International ネットワークメンバーとして相互の信頼を醸成しつつ、常に最新の情報を共有しながら、機動的、かつ円滑に国際的なサービスを提供できるよう心掛けています。Baker Tilly International へ加盟することにより、国際的な会計・監査に関する最新の情報を入手することが可能となり、監査品質の確保に資しています。なお、各国のメンバーファームと相互にクライアントの海外子会社の監査業務を依頼することにより業務を拡大していますが、新規の受嘱に際しては Baker Tilly International メンバーファーム以外からの依頼と同様に受嘱に関するリスク評価を実施し、当監査法人としてのリスク管理を実施しています。

海外子会社の監査に対する体制については、国際業務経験者が主に担当することとしています。

また、個別業務としては、グループ監査において求められる海外子会社の監査人等とのコミュニケーションのために、随時、リモート会議や現地に赴く事により当該監査人と直接意見交換を行うなど、適切な対応に取り組んでいます。

現状では、国際業務の経験者が一定数在籍しているものの、業務がその経験者に集中することにより、ネットワークファームからの業務の依頼に対して受嘱することが困難なケースがあることが課題であります。このような課題に対応するため、今後のグループ監査の実施に生かすために、監査専門要員に英語能力向上のための支援を行っています。また、国際業務の経験が少ない監査専門要員に海外に関する業務に携わるよう積極的な参加を促しています。



その他

協会活動への貢献

日本公認会計士協会（本部・各地域会）での活動に積極的に取り組んでいます。

当監査法人は、社員や職員が様々な協会役員や委員会の委員等として活動することを過去から支援してきました。そして現在も、当監査法人のメンバーが日本公認会計士協会の役員や各種委員会の委員等として活動しています。

中規模監査法人として協会活動への参加は、協会の運営を大手監査法人など一部の組織に任せきりにするのではなく、中小監査法人や個人会計士、また大企業だけではなく中小企業などの様々な視点の提供にもなり、有益であると認識しています。

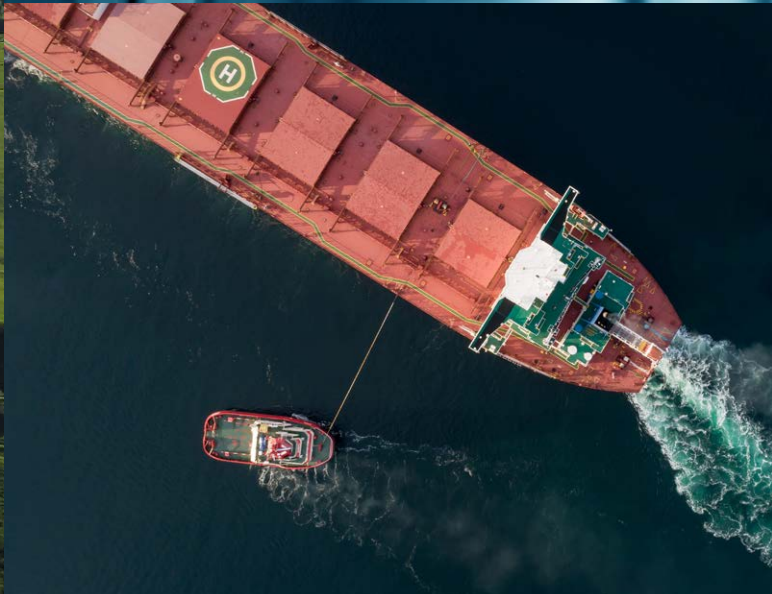
上場準備会社への対応

我が国の発展に寄与するためには、上場準備会社に対する監査業務も重要な役割と捉えています。上場準備会社においては、受嘱時のリスク評価が重要であると考えています。監査リスクに加え、将来性等を勘案し、総合的に判断を行い、新規受嘱の受け入れを行っています。

■ IPO の実績

2024年7月において、東京プロマーケット市場に(株)勝美ジャパンが上場しています。

現状のIPO準備会社数(東京プロマーケットは除く)：2024年6月期末現在3社



「経営評価・監督委員」の活動を振り返って

2023年7月から2024年6月まで

2024年7月1日

慶應義塾大学名誉教授
(一財)産業経理協会会長
(公財)医療研修推進財団監事
黒川行治

2023年7月から2024年6月までの経営評価・監督委員としての活動を振り返って、清陽監査法人の経営意思決定状況について、意見を述べさせていただきます。なお、経営評価・監督委員の任期は、8月に開催される社員会の日から2年間であり、私は、2023年8月23日に開催された社員会において、2025年8月開催予定の社員会まで同職にあります。

1. 私自身の職責・目標

経営評価・監督委員に期待される職務は、監査法人の経営(理事長および理事の意思決定行為等)を、外部の第三者の立場でモニタリングし、監査法人の経営が健全であることを保持するとともに、有識者として監査法人の経営がより健全になるようにアドバイスをすることです。

2. 理事会等への出席状況

理事会は原則として毎月第1木曜日に開催されております。私は、2023年7月から2024年6月までに開催された臨時を含む理事会すべてに出席し、またメールによる理事会決定事項の持ち回り決議を確認いたしました。理事会の形式は、対面とリモートによる会議であり、リモート会議においても、対面と同様の資料をオンラインで閲覧しています。また、新規受嘱案件などの臨時理事会審議事項がある場合には、随時、その詳細についてメールその他で説明を受け、確認をしています。

理事の任期は2年間で、社員全員の記名投票による理事改選の選挙があり、2024年8月の社員会から2026年8月開催予定の社員会までの理事7人が選ばれました。私は、選挙の公正性を担保するため、3月21日の開票作業に立ち会いました。

3. 理事会を通じて得た知見

理事会を通じて感得した主な知見を列挙します。

- これまでと同様、理事会では、「業務管理態勢」、「品質管理態勢」、「個別監査業務」の一層の改善のための諸方策を遂行しています。
- 理事会には必要な情報が適時に提供され、会計監査の品質向上に向けた意見交換が活発に行われ、理事会における各理事の意思疎通は極めて良好であると言えます。
- 新規受嘱案件および継続受嘱案件の審議では、監査上のリスク等に関する率直かつ深度ある意見交換がなされ、外部の第三者である私にも理事と同様の情報が提供されております。とくに、新規受嘱案件では、当該企業のガバナンス構造の課題の一つとして、経営陣の経営倫理・道徳観についても検討しています。経営陣の自然人としての倫理観・道徳観の質は、企業が社会の中の一員であるという意識の源泉であり、

企業の社会的責任の遂行状況を決定するからです。

- 監査業務の一層の充実と監査調書の効率的作成ならびに、監査責任者による監査補助者の業務と調書作成進捗度管理のため、監査調書のIT化が順調に進んでいます。
- 情報セキュリティの強化、犯罪収益移転防止法への対応、ならびに、産業医（嘱託）による健康チェック等、法人組織の管理ならびに厚生の充実、コロナ禍におけるリモート業務対応の安全・信頼性の確保を図っています。
- 当監査法人がプレミアムな存在となるため、研修状況の確認の厳格化、正規職員雇用のためのリクルート活動を継続して行なっています。とくに、長年懸案となっている女性常勤職員の割合を増加させる必要性に関し、リクルート活動ならびに女性が活躍できる環境整備に留意することなどにより、女性常勤職員の割合は着実に増加しております。
- 今回の理事選挙の結果、当監査法人で初めて女性1人が理事になりました。引き続き、基幹となる人材の充実と多様化が進展することを望みます。

4. 今後の課題

- 今後の課題として、長期にわたり組織としての当監査法人が存続し発展するための隘路がなんであるのか、それに対する政策として、なにが考えられるのかが問われています。組織の維持・発展の原則の第一は、当該組織が社会に提供する製品・サービスの品質が良好で、社会が求めるニーズに適合していること。第二は、良好な品質の製品・サービスを未来にわたり維持・発展させるために必要な人的資源が継続して供給されることです。
- 当監査法人の場合、中規模監査法人としての特性や強みを活かしつつ、良質な監査サービスを継続して社会に提供しています。問題は、将来の人的資源の供給にあります。理事会においても、新規職員の採用の方策およびその結果が再三にわたり検討されてきました。公認会計士試験に合格直後の新人は、一般的な学生の就職状況と軌を一にしており、大手監査法人指向が強くあり、中規模監査法人を志望する新人は稀と言えます。当監査法人も、新規合格者へのリクルート活動をしておりますが、成果を得るのは容易ではありません。
- ところが、大手監査法人に就職しても、必ずしも長く務めるのが常態とは言えず、離職率が高いと言われております。その原因は監査法人の経営実態に由来するものと、雇用されている会計士等の将来設計に由来するものがあります。
- そこで、比較的早期に大手監査法人を離職する原因を検討し、中規模監査法人の特徴と強みを活かした組織の在り様と個人の将来計画を援助する制度の充実を図り、それをもってリクルート活動に資源を投入できないものか検討していただきたく思います。
- 数年にわたるコロナ禍は、理事と社員、社員相互、理事と職員、職員相互、理事と非常勤職員など、さまざまなルートでのインフォーマルな意思疎通の機会を喪失させました。この傾向は、当監査法人に固有の問題ではなく、多くの企業・組織において共通の課題となっています。組織構成員の一体化、個人の目標と組織の目標のすり合わせにとって、インフォーマルな機会は大いに有効であり、かつコロナ禍前には、明確に認識することもなく存在していたと思われます。コロナ禍の間接的な影響が残った現在、理事、社員、職員、非常勤職員間のコミュニケーション問題に、一層留意していただくことを望みます。

以上



(別紙)

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針 1-1

監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

法人の状況
該当ページ
P4,15,16

高品質な監査を提供するために、社員はじめ、事務所全体にその取組みが浸透するよう、全体会議や研修実施の際には理事長がトップの姿勢を繰り返して発信するとともに、品質管理を向上させるために各部署より監査の品質に係る留意点等の伝達が行われます。また、品質管理本部を中心に監査品質の責任を果たすことで組織的な品質管理体制を構築しております。

指針 1-2

監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

法人の状況
該当ページ P4

経営理念として、「会計プロフェッションの倫理の実践を通じて、公正な社会の実現と資本市場の発展に貢献する」ことを掲げ、行動規範、行動指針等を監査法人の構成員に周知しております。

指針 1-3

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

法人の状況
該当ページ P20

すべての社員及び職員（監査専門要員）に対して原則として毎期人事評価を実施しています。人事評価において最優先すべき事項は、監査品質に係る事項としています。

指針 1-4

監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

法人の状況
該当ページ
P5,13

中規模監査法人であり、その大半が長年にわたり監査を実施してきたメンバーで構成されており、構成員間のコミュニケーションは風通しが良く、円滑に行われていると考えております。

また、慎重かつ適切な監査を実施するためには、リスクの識別及び評価を適切に行う必要があり、その重要性を認識し、監査を実施するためには、監査チーム内での情報の共有化が欠かせません。そこで、監査チーム内における情報の共有化のために、一定の頻度でチーム内討議を行い、また、監査調書の査閲を通じ、随時討議を行うことにより、一定の監査品質を保つよう心がけております。

指針 1-5

監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、監査法人の規模・特性等に照らして具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。

法人の状況
該当ページ
P5,13

会計監査業務を中心に活動しており、非監査証明業務は、監査業務に支障をきたさない程度において業務を行います。

その受嘱にあたっては、独立性に抵触しない範囲内の業務であること、また、監査業務と同時に提供できない業務には該当しないことを確認しています。

当監査法人では、公認会計士の一部に非常勤職員を活用しており、兼業・副業を認めています。非常勤職員につきましては、経験豊富な会計士を採用し、即戦力としてその知識と経験を活用しています。また、ワークライフバランスの面から非常勤制度を選択する職員もおり、働き方のバリエーションにも繋がっています。また、利益相反や独立性の懸念に対しては、厳格な方針と手続を定め、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年一定時期に調査を実施し、その遵守の状況を確認しています。

指針 1-6

監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。

法人の状況
該当ページ
P9,17

当法人は、Baker Tilly Internationalのネットワークに加盟しており、Baker Tilly Internationalとの関係は、主に監査業務等の紹介、監査の手法や品質管理に係る情報交換、グローバルレビューの実施等であり、また、ネットワークファーム内の独立性の確認については、随時行っております。当監査法人としては、ネットワークファームを通じグローバルな対応をできるよう努めております。

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針 2-1

監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等に照らして、経営機関を設置しない場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

法人の状況 経営の意思決定機関として理事会を設置し、定期的に理事会を開催するとともに機動的に運営できるよう臨時理事会を開催できる体制となっております。
該当ページ P14

指針 2-2

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されているための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

法人の状況 品質管理に関する諸制度を整備運用する責任は、最高責任者である理事長の下、品質管理担当理事が担っていますが、重要な事項については、理事会で決定しております。また、品質管理業務遂行に当たり、品質管理会議を設置し、さらに担当業務ごとに部署を設置し、部署間の連携を取りながら品質管理に関する諸制度の運用、変更の検討等を行っております。
該当ページ P8,14

- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度のある意見交換を行う環境の整備

法人の状況 経営者等とのコミュニケーションについて、適時に実施するためにチェックリストを用いることにより、徹底しております。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項、見解が定まっていない事項、不正による重要な虚偽表示を示唆する事項、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断される事項がある場合には、専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。
該当ページ P10

- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

法人の状況 組織的な運営においては、計画的な人材育成や人事管理・評価が重要であると認識しており、評価基準・給与体系を整備しています。評価結果については、面談等を通じ各社員・監査職員に伝達し、その際には、評価結果の通知のみではなく、取組課題についてもコミュニケーションを行い、その以後の自己研鑽、ひいては、監査品質向上を目指しています。
該当ページ P10

- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備

法人の状況 積極的にテクノロジーの進化を踏まえた取り組みを促進するため、電子監査調書システムなどの IT インフラの導入及び維持管理を担う IT 管理部を設置し DX の推進を加速することにより、業務内容の適時の共有を可能にするとともに、査閲やそのフィードバックを早期化し、効率的に業務を行っています。また、専門要員が、IT に関連する資格を取得することを奨励し、デジタル化に対応するための教育研修やツールの導入に向けた取り組みを行っています。
該当ページ P22

- ・ 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

法人の状況 理事は、社員会の決議により選任いたします。社員会の決議にあたり、事前に社員会議案の理事候補者選出のための選挙を行い、新理事候補を決定いたします。理事長については、理事会の決議をもって選任し、副理事長は互選により選出しております。
該当ページ P14

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針 3-1

監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機能を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等に照らして監督・評価機関を設けない場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

法人の状況 当該ページ P16 当法人は、中規模な監査法人であり、大規模監査法人と違い、ガバナンスが有効に機能しやすい環境にあると考えます。したがって、経営から独立した機関は設けておりませんが、監督・評価委員として、外部有識者1名を招聘し、ガバナンスの強化を図っております。

指針 3-2

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するために、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。あわせて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

法人の状況 当該ページ P16 外部有識者である監督・評価委員は、理事会へ参加し、法人の重要な活動、特に理事会における重要な決定事項について、報告を受けるとともに理事長及び担当理事と討議を行い、公益性の観点から法人全体の組織運営に関し、独立した立場からその実効性を監督・評価しています。

指針 3-3

監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務をおこなうことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

法人の状況 当該ページ P16,30 外部有識者である、監督・評価委員は、理事会に参加し、経営機能の実効性向上の助言・提言等を行っています。また、理事選任方法の妥当性を検討するとともに、理事となる者との面談を行い、その選任プロセスが適切に運用されているか公益性の観点から監視を行っております。

外部の有識者に対しては、独立の第三者として法人の組織的運営の実効性確保のためのアドバイスを期待して、選任しており、年に一度、評価結果を頂いております。

指針 3-4

監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たった補佐が行われる環境を整備すべきである。

法人の状況 当該ページ P16 経営評価・監督委員は、理事会へ出席し、独立した立場からその実効性を監督・評価しています。経営評価・監督委員の業務補助を総務部担っています。

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針 4-1

監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

法人の状況 当該ページ P4,14 高品質な監査を提供するために、その取組みが浸透するよう、トップの姿勢を明確にする必要があると考え、全体会議や研修実施の際には、理事長がトップの姿勢を繰り返して発信するとともに、品質管理を向上させるために各部署より監査の品質に係る留意点等の伝達を行います。また、理事会で選任された、公正かつ確に監査を行うための業務の品質の管理活動を分担する各部署の責任者及びその他の社員によって構成される品質管理会議を定期的（月1回）に開催し、監査事務所の品質管理に関して総合的に検討を行い、品質管理本部長が各部署の責任者に分担された品質管理活動の連携、調整を図っています。

指針 4-2

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運営すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

法人の状況
該当ページ
P20,21

人的基盤の強化においては、法人事務所全体の風土醸成はもとより、倫理観の醸成、情報セキュリティ対応への意識認識向上、また、監査専門要員を中心とする必要知識の習得、専門家としての能力開発・向上、不正リスクに十分対応するため職業的懐疑心の意識維持向上に努めています。

また、組織的な運営を行うため、計画的な人材育成や人事管理・評価が重要であると認識し、そのための評価基準・給与体系を整備しています。

指針 4-3

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験に基づき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

法人の状況
該当ページ P14

品質管理業務を遂行するために、品質管理本部をはじめとした各部署を設置しています。また、品質管理本部その他部署の社員の配置については理事会で検討・決定しています。

- 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

法人の状況
該当ページ P28

当監査法人は、経験を積んだ公認会計士を中心に構成されており、会計監査に関連する幅広い知見や経験を独自に獲得しております。なお、構成員に対し、事業会社等への出向は行っておりません。

また、日本公認会計士協会（本部・各地域会）での活動に積極的に取り組んでいます。

- 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

法人の状況
該当ページ P20

原則として毎期人事評価を実施しています。人事評価において最優先すべき事項は、監査品質に係る事項としています。

社員評価においては、法人全体及び個別業務の品質管理に係る事項の他、監査業務のマネジメント能力、指導力、法人運営に係る事項等を中心に評価項目としています。

職員評価においては、担当する監査業務の責任者が、担当業務の難易度・達成度や品質管理システムの理解度を踏まえ、個々の職員が実施した監査業務を評価しています。さらには、業務に対する姿勢、公認会計士として議論・指導力・統率力を発揮するためのコミュニケーション能力等も評価項目としています。

- 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことが出来る環境を整備すること

法人の状況
該当ページ P21

人的基盤の強化においては、法人全体の風土醸成はもとより、倫理観の醸成、情報セキュリティ対応への意識向上、また、監査専門要員を中心とする必要知識の習得、専門家としての能力開発・向上、不正リスクに十分対応するための職業的懐疑心の維持に努めています。

当監査法人独自で開催する研修として、法人全体の研修、業務執行社員に対する研修、監査専門要員に対する研修等を実施しています。

また、日本公認会計士協会の主催する継続的専門能力開発制度（CPD）においては、単位取得の定期的な確認管理を行い、履修達成を促しており、法人独自に単位の追加（不正事例については最低年間4単位）や現行の監査水準理解に有効と考える研修について指定研修として受講を推奨しています。

指針 4-4

監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

法人の状況
該当ページ P3

中規模監査法人であることの特性を活かし、クライアントとの迅速で十分なコミュニケーションを踏まえて、適切な解を求めて誠実に問題解決に取り組み、その過程を通じて築かれるクライアントとの信頼関係を基礎として、我が国の監査実務において求められる高品質な監査サービスを提供いたします。

指針 4-5

監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

法人の状況
該当ページ P12

不正、粉飾及び法令違反等に関する情報を当監査法人の内外から広く収集し、適時かつ適切に問題点を把握し、改善・是正することにより監査の品質を確保するため、内部通報制度を設けるとともに、外部通報制度としてホームページ上に監査ホットラインを開設しており、Eメール、FAX又は文書による通報を受け付けています。

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針 5-1

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といって形で、わかりやすく説明すべきである。

法人の状況 品質管理に関する報告書をホームページで開示しております。

該当ページ P5

指針 5-2

監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報
- ・ 監査法人における品質管理システムの状況
- ・ 経営機関等の構成や役割
- ・ 監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
- ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）
- ・ 規模・特性等に照らした多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針
- ・ 特定の監査報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
- ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
- ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

法人の状況 品質管理に関する報告書をホームページで開示しており、各セクションをご覧ください。

- ・ 理事長メッセージ
- ・ トップの姿勢の発信
- ・ 監査品質向上に向けた取り組み
- ・ 品質管理基盤
- ・ ガバナンス体制
- ・ 経営の監督・評価
- ・ 非監査証明業務の提供の方針
- ・ IT 基盤への今後の取り組み
- ・ 人材の確保に向けての方針並びに記載すべき対応策がある場合のその内容
- ・ 国際対応基盤
- ・ 「経営評価・監督委員」の活動を振り返って

指針 5-3

グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

- ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
- ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（監査品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

法人の対応 Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く国際的な会計事務所ネットワークであり、現在、アジア地区の 20 の国・地域を含む世界 141 の国・地域に 658 の事務所を有し、約 43,000 人もの人材を擁する会計事務所ネットワークです。

Baker Tilly International から、主に監査業務等の紹介、監査の手法や品質管理に係る情報交換、グローバルレビューの実施等を受けています。

また、Baker Tilly International へ加盟することにより、国際的な会計・監査に関する最新の情報を入手することが可能となり、監査品質の確保に資しています。

指針 5-4

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

法人の対応

社会的使命を深く認識し、その実現のための一環として2017年5月から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（所謂、監査法人のガバナンス・コード）を採用し、企業やステークホルダーの皆様からの信頼性の確保に向けて取り組んでおりました。

また、2018年から、「監査品質に関する報告書」を作成開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況を理解していただくように努めています。

なお、外部有識者を独立評価委員として招聘し、ガバナンスの強化を図り、また、その方の知見を活用しております。

指針 5-5

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

法人の対応

監査の品質目標を設定し、品質リスクに対応するためのリスク評価プロセスを整備及び運用し、随時見直すようにしています。

該当ページ
P8,30

また、定期的に独立評価委員による取組みの実効性の評価結果を受けております。

指針 5-6

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

法人の対応

独立評価委員からの評価結果等を受け、改善点等があれば、組織的な運営の改善を心がけております。

該当ページ P16





監査品質のマネジメントに関する年次報告書2024

QUALITY REPORT 2024

清陽監査法人
Seiyo Audit Corporation